

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ゆめぐりと称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 温泉保養施設、宿泊施設等の経営管理及びその受託業務
- (2) 建物の維持管理、清掃業務、施設管理運営及びその受託業務
- (3) 不動産の売買、管理、貸借及び仲介
- (4) ペンション、別荘用地の造成、販売、管理
- (5) 貸別荘の建設、販売及び管理、運営
- (6) スポーツ施設、文化施設の経営管理及びその受託業務
- (7) 各種カルチャーセンターの経営
- (8) レストラン、飲食店、喫茶店、売店、土産品店の経営管理及びその受託業務
- (9) 農林水産畜産物の加工及び販売
- (10) 食料品、清涼飲料水及び酒類の販売
- (11) 煙草、切手、印紙、宝くじ、日用品雑貨の販売
- (12) 宅配用弁当及び副食材料の調理、加工及び販売業務
- (13) 観光物産品の展示販売、各種催事の企画制作運営の受託業務
- (14) 地域産業に関する商品の企画・販売及びサービス業務
- (15) 地域の観光案内及び情報提供
- (16) 観光開発に関する研究設計
- (17) 生産販売活動、経営管理に関する要員の教育及び育成
- (18) 労働者派遣事業法に基づく一般及び特定労働者派遣事業
- (19) 自家用自動車、スクールバス及び通院患者送迎用バス等の運行管理業務
- (20) 前各号に附帯関係する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を宮城県栗原市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、6,000株とする。

(株券の種類)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の取扱い)

第8条 株式の名義書換その他株式の取扱いに関する諸手続き及び手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。

(株式名簿の閉鎖及び基準日)

第9条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。但し、合併によって株式を取得した株主については、取得した時期にかかわらずその直後に開催される定時株主総会において権利を行使することができる

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

(招集)

第10条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(招集権者)

第11条 当社の株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表取締役がこれを招集する。

(議長)

第12条 株主総会の議長は、代表取締役がこれにあたる。

2 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合、代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第15条 株主総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過及び結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印して、10年間本店に備え置くものとする。

### 第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役及び監査役の員数)

第16条 当社の取締役は10名以内とし、監査役は2名以内とする。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第17条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役の任期)

第18条 取締役の任期は、就任後2年以内、監査役の任期は就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了のときまでとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

(取締役会の権限)

第19条 取締役会は、取締役をもってこれを構成し、法令又は本定款に定める事項その他当会社の業務の執行を決定する。

(取締役会の招集及び議長)

第20条 取締役会は、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

2 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。但し、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

2 取締役会は、取締役全員の同意がある時は、招集手続きを省略して開くことができる。

(決議)

第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(取締役会規則)

第23条 取締役会に関する事項は、本定款に定めある場合を除き、取締役会規則による。

(議事録)

第24条 取締役会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過及び結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印して10年間本店に備え置くものとする。

(役付取締役)

第25条 取締役会の決議をもって、代表取締役社長1名を置き、必要に応じて代表取締役副社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名をおくことができる。

(代表取締役)

第26条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。

2 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(報酬)

第27条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

## 第5章 計算

(営業年度)

第28条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から、翌年の3月31日までの年1期とし、毎営業年度末に決算を行うものとする。

(利益配当)

第29条 当会社の毎決算期の利益金は、株主総会の決議をもってこれを処分する。

- 2 株主配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。
- 3 利益配当金はその支払い提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。

附 則(平成7年5月30日)

- 1 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式1,000株とし、その発行価格は1株につき50,000円とする。
- 2 当会社の最初の営業年度は、会社設立の日から平成8年3月31日までとする。
- 3 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定期株主総会の終了のときまでとする。

附 則(平成19年1月26日)

- 1 定款変更の効力発生日は、平成19年4月1日とする。